

シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について

令和7年3月13日
公正取引委員会

公正取引委員会は、シノプシス・インク（SYNOPSIS, INC.。以下「シノプシス」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「シノプシスグループ」という。）によるアンシス・インク（ANSYS, Inc.。以下「アンシス」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「アンシスグループ」という。また、シノプシスグループ及びアンシスグループを併せて「当事会社グループ」という。）の買収について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループに対し、本日、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社グループが申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の概略については別紙参照）。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、英国競争・市場庁及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

電話 03-3581-3719（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>